

令和元年度 第10回今帰仁村農業委員会総会

招集年月日	令和2年 1月27日 (月)			
開催場所	役場第2会議室			
開催日時	令和2年 1月27日 午後 2時 44分 開 会			
	令和2年 1月27日 午後 3時 40分 閉 会			
出席委員	1番	大竹 恭弘	5番	神谷 正
	2番	謝花 喜美	6番	比嘉 盛和
	3番	大城 司	7番	米須 清和
	4番	鈴木 江美子	8番	與那嶺 清
欠席委員番号				
議事録署名委員	2番	謝花 喜美	3番	大城 司

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議長 (開会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和元年度 第10回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、2番 謝花 喜美（じゃはな よしみ）委員、3番 大城 司（おおしろ つかさ）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 農業者年金についてのチラシの配布 報告3 譲渡所得特別控除証明について
議 長 （日程第4）	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第50号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第52号 農地転用事業計画変更承認申請の取下げ願いに ついて 以上です。 本日の提案された議案第50号から第52号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが1件ございます。現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。
	休憩（現地調査） 午後 2時 47分 再開 午後 3時 16分

議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第50号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第50号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の資料 1 ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第50号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係の内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第50号「農用地利用集積計画の意見決定について」本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第50号「農用地利用集積計画の意見決定について」整理番号1～6番については、1月20日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、親元就農で昔からキビの栽培・出荷はしているとのことであり、地元委員としては特に問題はないと思います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
委 員	<p>整理番号8番から10番について、事務局から説明のあったとおり平成28年に利用権設定はしたが、平成29年に事業を受けることになり、その時に取下げ申請をし、平成29年に再度利用権設定をすればよかったがそのままにしてしまい、今回修正の為申請があがってます。もし今後同じような案件があれば担当・事務局で内容確認し、総会の中で話し合いケースバイケースで認めてもいいと思います。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。議案第50号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>

議 長	<p>議案第50号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料 3ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。</p>
委 員	<p>議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、1月20日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ特に問題はなく、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第51号「農地法第4条の規定による許可申請について」は原案通り可決決定いたします。</p>

	つづきまして議案第52号「農地転用事業計画変更承認申請の取下げ願いについて」の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第52号「農地転用事業計画変更承認申請の取下げ願いについて」説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第52号「農地転用事業計画変更承認申請の取下げ願いについて」内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今、説明がありました議案第52号「農地転用事業計画変更承認申請の取下げ願いについて」補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。
委員	これはもともと5条で許可したものだっただけですか。
事務局	そうですね。5条許可が平成30年におりていましたが、令和元年7月総会で建物の棟数の変更があり、事業計画変更申請し可決しています。その後、県に進達する際添付書類として融資承諾書の原本を請求しましたが申請者から提出されず、再度書類請求したところ、銀行融資金の支払いが遅延していて取り消されたので、取り下げたいということで今回申請がありました。
委員	また今後、議案としてでるということですか。
事務局	今のところ、事業計画変更申請出すかについては明確な答えはもらってないです。
議長	よろしいでしょうか。議案第52号「農地転用事業計画変更承認申請の取下げ願いについて」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしとのことでありますので、議案第52号「農地転用事業計画変更承認申請の取下げ願いについて」は原案通り可決決定いたします。

議 長	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。</p> <p>次回の農業委員会総会は令和2年2月25日(火)を予定しています。</p> <p>これにて令和元年度第10回総会を閉会します。</p>
	閉会時刻 午後 3時 40分
	会長 米須 清和 印
	議事録署名委員
	印
	印